

臨時代理議決

令和5年1月31日

第3号議案

令和5年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙
のとおり報告します。

令和5年2月3日

教育長 前川 明範

別 紙

令和 5 年 2 月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
令和 5 年 1 月 27 日付け 5 財第 16 号で意見を求められました令和 5 年
2 月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下
記のとおりであります。

記

- 1 令和 5 年度京都府一般会計予算
異議ありません。
- 2 京都府犯罪被害者等支援条例制定の件
異議ありません。
- 3 京都府旅費条例一部改正の件
異議ありません。
- 4 管理職等の給与の特例に関する条例一部改正の件
異議ありません。
- 5 京都府立桃山学園条例等一部改正の件
異議ありません。
- 6 令和 4 年度京都府一般会計補正予算（第 12 号）
異議ありません。

令和 5 年 月 京都府議会定例会議案 (その1)

令和5年 京都市議会定例会議案(その1) 目次
2

第1号議案	令和5年度京都市一般会計予算	1
第2号議案	令和5年度京都市営林事業特別会計予算	19
第3号議案	令和5年度京都市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	21
第4号議案	令和5年度京都市農業改良資金助成事業等特別会計予算	23
第5号議案	令和5年度京都市中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計予算	25
第6号議案	令和5年度京都市収益事業特別会計予算	27
第7号議案	令和5年度京都市地域開発事業特別会計予算	29
第8号議案	令和5年度京都市公共用地先行取得事業特別会計予算	31
第9号議案	令和5年度京都市港湾事業特別会計予算	33
第10号議案	令和5年度京都市公債費特別会計予算	37
第11号議案	令和5年度京都市国民健康保険事業特別会計予算	39
第12号議案	令和5年度京都市電気事業会計予算	41
第13号議案	令和5年度京都市水道事業会計予算	45
第14号議案	令和5年度京都市病院事業会計予算	49
第15号議案	令和5年度京都市工業用水道事業会計予算	53
第16号議案	令和5年度京都市流域下水道事業会計予算	57
第17号議案	京都市犯罪被害者等支援条例制定の件	61
第18号議案	京都市旅費条例一部改正の件	69

第19号議案	京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例一部改正の件	71
第20号議案	管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件	73
第21号議案	京都府部制設置条例一部改正の件	75
第22号議案	京都府情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正の件	79
第23号議案	京都府環境影響評価条例一部改正の件	81
第24号議案	京都府立桃山学園条例等一部改正の件	83
第25号議案	京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例一部改正の件	87
第26号議案	京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例一部改正の件	89
第27号議案	京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例一部改正の件	91
第28号議案	建築基準法施行条例等一部改正の件	93
第29号議案	京都府警察手数料徴収条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例一部改正の件	95
第30号議案	府道路線変更の件	97
第31号議案	包括外部監査契約締結の件	99
第32号議案	財産無償貸付けの件（アート＆テクノロジー・ヴィレッジ京都）	101
第33号議案	財産無償貸付けの件（全国手話研修センター用地）	103
第34号議案	財産無償貸付けの件（けいはんなオープンイノベーションセンター）	105
第35号議案	指定管理者指定の件（文化芸術会館）	107
第36号議案	指定管理者指定の件（ゼミナールハウス）	109
第37号議案	指定管理者指定の件（京都学・歴史館）	111
第38号議案	指定管理者指定の件（青少年海洋センター）	113

第39号議案	京都府地球温暖化対策推進計画を定める件	115
--------	---------------------	-----

第 1 号 議 案

令和5年度京都市一般会計予算

令和5年度京都市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,030,220,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(府 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表府債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月2日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 府 税		284,000,000
	1 府 民 業 税	89,477,548
	2 事 業 税	97,431,859
	3 地 方 消 費 税	43,895,610
	4 不 動 産 取 得 税	9,127,978
	5 府 た ば こ 税	2,618,380
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	743,040
	7 軽 油 引 取 税	13,951,387
	8 自 動 車 税	26,549,863
	9 鉦 区 税	508
	10 狩 猟 税	17,709
	11 産 業 廃 棄 物 税	143,603
2 地 方 消 費 税 清 算 金	12 旧 法 に よ る 税	42,515
		126,100,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	126,100,000
3 地 方 譲 与 税		46,826,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	45,023,000

		2 地方揮発油譲与税	1,377,000
		3 石油ガス譲与税	55,000
		4 自動車重量譲与税	258,000
		5 地方道路譲与税	1,000
		6 森林環境譲与税	112,000
	4 地方特例交付金		1,123,000
		1 地方特例交付金	1,123,000
		1 地方交付税	187,500,000
		1 地方交付税	187,500,000
			400,000
6	交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	400,000
			1,305,490
		1 分担金	26,240
		2 負担金	1,279,250
			11,813,939
		1 使用料及び手数料	7,787,201
		2 手数料	4,026,738
			113,349,289
		1 国庫支出金	42,768,394
		2 国庫補助金	68,975,992
		3 委託金	1,604,903

款	項	金	額
10 財 産 収 入			1,579,028 ^円
1 財 産 運 用 収 入			1,230,751
2 財 産 売 払 収 入			348,277
11 寄 附 金			205,740
1 寄 附 金			205,740
12 繰 入 金			18,821,271
1 特 別 会 計 繰 入 金			88,089
2 基 金 繰 入 金			18,733,182
13 繰 越 金			500,000
1 繰 越 金			500,000
14 諸 収 入			170,855,243
1 延滞金、加算金及び過料等			1,182,535
2 府 預 金 利 子			400
3 貸 付 金 元 利 収 入			160,373,899
4 受 託 事 業 収 入			2,565,954
5 収 益 事 業 収 入			3,980,000
6 利 子 割 精 算 金 収 入			3
7 雑 入			2,752,452
15 府 債			65,841,000
1 府 債			65,841,000

歳 入		合 計		1,030,220,000
歳 出				
款	項	金	額	
1 議 会 費			1,950,158	
	1 議 会 費		1,950,158	
2 総 務 費			41,182,766	
	1 総 務 管 理 費		18,007,843	
	2 企 画 費		7,551,903	
	3 徴 税 費		9,149,941	
	4 市 町 村 振 興 費		3,240,065	
	5 選 挙 費		758,771	
	6 防 災 費		1,555,585	
	7 統 計 調 査 費		572,247	
	8 人 事 委 員 会 費		152,470	
9 監 査 委 員 費			193,941	
			180,417,161	
	1 社 会 福 祉 費		142,094,420	
	2 児 童 福 祉 費		34,904,232	
3 民 生 費	3 生 活 保 護 費		3,384,296	
	4 災 害 救 助 費		34,213	

款	項	金	額
4 衛 生 費			58,550,804 ^元
	1 公 衆 衛 生 費		18,112,915
	2 環 境 衛 生 費		2,799,073
	3 保 健 所 費		2,221,449
	4 醫 藥 費		33,180,003
5 勞 勵 費	5 環 境 對 策 費		2,237,364
			4,343,478
	1 勞 政 費		627,496
	2 雇 用 對 策 費		3,553,111
	3 勞 勵 委 員 會 費		162,871
6 農 林 水 產 業 費			18,413,150
	1 農 業 費		5,994,461
	2 茶 業 費		244,321
	3 畜 產 業 費		993,067
	4 農 地 費		4,038,326
	5 林 業 費		6,030,695
7 商 工 費	6 水 產 業 費		1,112,280
			167,422,345
	1 商 工 業 費		166,526,378
	2 觀 光 費		656,948

	3 消 費 生 活 費	239,019
8 土 木 費		67,770,205
1 土 木 管 理 費		12,215,688
2 道 路 橋 り よ う 費		27,793,574
3 河 川 海 岸 費		15,826,460
4 港 灣 費		2,694,253
5 都 市 計 画 費		2,596,291
6 公 園 費		2,501,844
7 住 宅 費		4,142,095
9 警 察 費		80,587,279
1 警 察 管 理 費		78,608,193
2 警 察 活 動 費		1,979,086
10 教 育 費		167,215,760
1 教 育 総 務 費		8,937,158
2 小 学 校 費		35,722,128
3 中 学 校 費		21,498,502
4 高 等 学 校 費		38,940,894
5 特 別 支 援 学 校 費		14,136,815
6 大 学 費		11,140,534
7 社 会 教 育 費		640,090
8 文 化 財 保 護 費		2,157,567

款	項	金額
	9 保健体育費	852,493
	10 私学振興費	33,189,579
11 災害復旧費		1,310,322
	1 農林水産施設災害復旧費	200,877
12 公債費	2 土木施設災害復旧費	1,109,445
		112,643,727
13 諸支出金	1 公債費	112,643,727
		128,112,845
14 予備費	1 公営企業出資金	484,362
	2 府税交付金等	127,628,483
歳出	1 予備費	300,000
	合計	1,030,220,000

第2表 債務負担行為

事	項	期	限度	額
令和5年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務		—	共同発行する地方債証券の元金1兆1,450億円及びその利子の合計額に相当する額	740
令和5年度ゼミナールハウス管理費		令和5年度から令和9年度まで		248,000
令和5年度文化芸術施設整備費		令和5年度から令和6年度まで		424,000

令和5年度文化芸術会館管理費	令和5年度から令和9年度まで	294,000	
令和5年度旧総合資料館敷地暫定活用事業費	令和5年度から令和6年度まで	540,000	
令和5年度京都学・歴史館管理費	令和5年度から令和9年度まで	987,000	
令和5年度府立体育館施設整備費	令和5年度から令和6年度まで	282,000	
令和5年度青少年海洋センター管理費	令和6年度から令和9年度まで	316,153	
社会福祉事業推進費	令和5年度から令和6年度まで	2,000	
京都市地域包括ケアセンタースタジオ事業費	令和5年度から令和6年度まで	42,000	
介護保険制度基盤整備費	令和5年度から令和6年度まで	11,000	
令和5年度労働者福祉対策資金融資制度損失補填金	令和5年度から令和15年度まで		労働者福祉対策資金融資の融資額7億4,000万円以内で一般社団法人日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことにより生じた代位弁済元金額で1,036万円以内の額
令和5年度離職者等再就職訓練事業費	令和5年度から令和7年度まで	122,000	
令和5年度中小企業融資保証制度損失補填金	令和5年度から令和23年度まで		中小企業支援融資、経営あんしん融資、産業活力推進融資の融資額500億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して、産業活力推進融資（文化産業振興資金）において100分の100を、経営あんしん融資（小規模企業おうえん資金）、経営あんしん融資（災害対策緊急資金）及び産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金・事業転換・多角化・経営あんしん融資（小規模企業おうえん資金・緊急枠））において100分の80を、経営あんしん融資（地域産業振興特区支援資金）及び産業活力推進融資（地域産業振興特区支援資金）において100分の25を、産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金・創業・開業型）において100分の10をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額

事	項	期	間	限	度	額
令和5年度	中小企業再生支援資金保証制度損失補填金	令和5年度から令和26年度まで		経営あんしん融資（中小企業再生支援資金）の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して3分の1を乗じて得た額に相当する額		470
令和5年度	経営承継支援資金保証制度損失補填金	令和5年度から令和26年度まで		産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金・経営承継借換型）の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対して3分の1を乗じて得た額に相当する額		
令和5年度	新型コロナウイルス対応緊急資金保証制度損失補填金	令和5年度から令和20年度まで		新型コロナウイルス対応緊急資金の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に相当する額		
令和5年度	農地防災事業費	令和5年度から令和7年度まで			600,000	
令和5年度	京都府土地開発公社公共用地等取得事業資金融資債務保証費	令和5年度から令和6年度まで		金融機関から貸付けを受ける公共用地等取得事業資金175億円及びその利子の合計額に相当する額		
令和5年度	公共用地等取得事業費	令和5年度から令和15年度まで			8,950,000	
令和5年度	京都府道路公社有料道路運営資金等融資債務保証費	令和5年度から令和6年度まで		金融機関から貸付けを受ける有料道路運営資金等178億円及びその利子の合計額に相当する額		
令和5年度	道路新設改良事業費	令和5年度から令和8年度まで			10,500,000	
令和5年度	橋りょう維持費	令和5年度から令和7年度まで			1,100,000	
令和5年度	橋りょう新設改良事業費	令和5年度から令和7年度まで			1,000,000	
令和5年度	河川改良事業費	令和5年度から令和6年度まで			2,350,000	

令和5年度砂防事業費	令和5年度から令和6年度まで	1,000,000
令和5年度海岸保全費	令和5年度から令和6年度まで	100,000
令和5年度水防費	令和5年度から令和6年度まで	50,000
令和5年度ダム管理事務所費	令和5年度から令和6年度まで	324,000
令和5年度街路事業費	令和5年度から令和6年度まで	500,000
令和5年度都市公園事業費	令和5年度から令和6年度まで	400,000
令和5年度府営住宅建設事業費	令和5年度から令和7年度まで	1,314,000
令和5年度河川等災害復旧事業費	令和5年度から令和6年度まで	300,000
令和5年度北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費	令和5年度から令和15年度まで	31,000
令和5年度次世代型学力・学習状況調査事業費	令和5年度から令和6年度まで	32,000
令和5年度特別支援学校校舎等整備費	令和5年度から令和6年度まで	200,000
令和5年度歴史的建造物等保存伝承事業費	令和5年度から令和9年度まで	2,182,000
令和5年度丹後郷土資料館整備推進費	令和5年度から令和6年度まで	2,000
舞鶴警察署整備費	令和5年度から令和6年度まで	170,000

事 項		期 間	限 度	額
庁 舎 整 備 対 策 費	令和5年度から令和6年度まで			506,000
警察施設省エネ推進事業費	令和5年度から令和14年度まで			200,000

第3表 府 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ス ポ ー ツ 拠 点 施 設 充 実 費	440,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができ。
旧総合資料館敷地暫定活用事業費	354,000			
府立体育館施設整備費	188,000			
文化芸術施設整備費	133,000			
総合庁舎整備費	130,000			
新行政棟・文化庁移転施設整備費	85,000			
本庁庁舎老朽設備改修費	76,000			
こころのふるさと京都の文化財保護事業費	58,000			
J R 奈良線複線化・高速化整備事業費	925,000			
京都こども文化会館解体費	169,000			

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	165,000			
鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	43,000			
ウトロ地区住環境改善事業費	27,000			
北近畿タノゴ鉄道支援費	25,000			
鉄道施設耐震補強事業費	20,000			
駅周辺にぎわいづくり推進事業費	12,000			
アート&テクノロジー・ヴィレッジ整備事業費	3,000			
きょうと地域連携交付金	900,000			
危機管理センター整備費	384,000			
衛星通信系防災情報システム整備費	70,000			
わがまちの消防団強化・応援事業費	28,000			
京都市地域包括ケアセカンドステージ事業費	90,000			
民間社会福祉施設支援事業費	90,000			
障害者施設整備補助成費	57,000			
隣保館運営等補助成費	11,000			

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率 %	償 還 の 方 法
心身障害者福祉センター設備整備費	2,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることが出来る。
「のびのび育つ」こども応援事業費	64,000			
桃山学園整備費	5,000			
保健環境研究所整備費	215,000			
医療施設設備整備助成費	130,000			
看護学校施設整備費	2,000			
京都市府民総合交流プラザ設備整備費	144,000			
高等技術専門校設備等整備事業費	14,000			
京都農業経営強化事業費	90,000			
「京の米」ブランド力向上対策事業費	50,000			
「丹後王国」食と文化・観光の拠点づくり事業費	1,000			
茶業事業費	25,000			
農業基盤整備事業費	404,000			
国直轄農業基盤整備事業費負担金	254,000			
治山事業費	516,000			

造 林 事 業 費	130,000			
林 道 事 業 費	10,000			
漁 港 事 業 費	117,000			
京都産業立地促進事業費	1,580,000			
けいはんなプラザ設備整備費	294,000			
総合見本市会館改修費	65,000			
けいはんなオーブンインノベ ションセンター活用推進事業費	25,000			
ものづくり技術応援事業費	11,000			
府民協働型インフラ保全事業費	2,661,000			
地域密着型社会資本整備事業費	1,838,000			
道 路 事 業 費	11,957,000			
国直轄道路事業費負担金	4,304,000			
河 川 事 業 費	4,824,000			
国直轄河川事業費負担金	2,870,000			
砂 防 事 業 費	1,932,000			

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率 %	償 還 の 方 法
緊急浚渫推進事業費	1,158,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を 含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができ。
海岸保全事業費	129,000			
港湾事業費	656,000			
国直轄港湾事業費負担金	585,000			
街路事業費	364,000			
都市公園事業費	806,000			
自然公園事業費	54,000			
国直轄公園事業費負担金	18,000			
府営住宅建設事業費	915,000			
宇治警察署建設費	1,689,000			
交通安全施設整備費	1,468,000			
警察施設整備費	1,459,000			
交番・駐在所整備費	212,000			
危機管理態勢充実・強化費	7,000			
高等学校校舎等整備費	4,258,000			

特別支援学校校舎等整備費	553,000			
府立大学施設整備費	140,000			
医科大学附属病院等整備費	1,278,000			
少年自然の家改修費	4,000			
府指定文化財等保存修理事業費	140,000			
丹後郷土資料館整備推進費	35,000			
私立学校教育振興補助金	62,000			
自然災害防止事業費	593,000			
単独災害土木復旧事業費	300,000			
現年発生補助災害土木復旧事業費	219,000			
国直轄災害復旧事業費負担金	108,000			
過年発生補助災害土木復旧事業費	14,000			
臨時財政対策債	9,600,000			
計	65,841,000			

第17号議案

京都府犯罪被害者等支援条例制定の件

京都府犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和5年2月2日提出

京都府知事 西脇隆俊

京都府犯罪被害者等支援条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策（第10条—第23条）
- 第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制（第24条・第25条）
- 第4章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府民、事業者、学校等及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等により被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を適切にすることなく受けることができるよう推進されなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、府、市町村、国、府民、事業者、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下この項において「学校」という。）及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の関係者（以下「市町村等」という。）が連携し、及び協働して社会全体で推進されなければならない。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 府は、市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策の策定及び実施を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(府民の責務)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 府民は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、事業活動において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その従業者が犯罪等により被害を受けたと思われるときは、その就業に関し、必要な配慮を行わなければならない。

3 事業者は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 学校等は、基本理念にのっとり、在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたと思われるときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるようするために、その学校生活等に関し、必要な配慮を行わなければならない。

3 学校等は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するものとする。

2 民間支援団体は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(支援に関する計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策の目標

(3) 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 犯罪被害者等支援推進計画は、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）第3条第1項に規定する犯罪被害者等に対する支援に関する計画と一体のものとして策定するものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定めるに当たっては、犯罪被害者等及び府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

5 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、犯罪被害者等支援推進計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年、犯罪被害者等支援推進計画に基づき犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第10条 府は、犯罪被害者等が、その受けた被害（二次被害を含む。第19条第1項を除き、以下この章において同じ。）を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(日常生活の支援)

第11条 府は、犯罪被害者等の早期かつ円滑な生活の再建には、犯罪等の被害により現に支障を来している日常生活の再建が重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等が、その置かれている状況に応じて、家事、育児等に関する支援を受けることができるようにするため、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響（二次被害によるものを含む。）から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第13条 府は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（再被害を含む。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報取扱いの確保その他の必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第14条 府は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、京都府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第1条に規定する府営住宅等への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第15条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止のための配慮及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めることができるようにするため、広報及び啓発その他の必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 府は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援)

第17条 府は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事手続等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるようにするため、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修の実

施、犯罪被害者等支援に精通している弁護士への相談の機会の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償請求に関する情報の提供等)

第18条 府は、犯罪被害者等の損害賠償の請求を適切かつ円滑に行うことができるよう、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(大規模な事案における支援)

第19条 知事は、犯罪等により多数の人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案が発生した場合には、市町村、警察及び民間支援団体と協働して緊急に行う必要がある犯罪被害者等支援（次項及び第24条第2項において「緊急支援」という。）を実施することができるよう、これに必要な態勢を整えるものとする。

2 府は、前項の態勢の下において、当該事案に応じた適切な緊急支援を実施するほか、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことの助けとなるよう、市町村等との連携及び協力の下に、義援金の募集及び配分その他の必要な施策を講じるものとする。

(府内に住所を有しない者等への支援)

第20条 府は、府内で発生した犯罪等により府内に住所又は居所を有しない者が被害を受けた場合においても、当該犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 府は、前項の施策を講じるに当たっては、当該犯罪被害者等が住所又は居所を有する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体との連携及び協力を努めるものとする。

(インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援)

第21条 府は、犯罪被害者等が受ける二次被害に係る事案のうち、インターネット上の誹謗中傷^{びぼう}の事案については、その特性を踏まえ、国、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協力して、当該犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、専門的な知識を有する者の紹介、弁護士への相談の機会の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第22条 府は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

- 2 府は、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が支援を行うことにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷等を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

（府民等の理解の増進）

第23条 府は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止のための配慮及び犯罪被害者等支援の必要性について府民等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等がその被害に係る相談その他の支援の求めをしやすい環境を醸成し、犯罪被害者等支援が社会全体で推進されるよう、市町村、学校等、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協働して、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講じるものとする。

- 2 府は、前項の施策を講じるに当たっては、犯罪被害者等が直面している各般の問題、その置かれている状況等を府民等が聴くことができる機会の提供に努めるものとする。

第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制

（支援調整会議）

第24条 知事は、市町村、警察及び民間支援団体と一体となった犯罪被害者等支援を推進するため、関係市町村その他の関係行政機関及び関係民間支援団体（以下「関係機関等」という。）により構成される犯罪被害者等支援のための調整会議（以下「支援調整会議」という。）を置くものとする。

- 2 支援調整会議は、犯罪被害者等が必要な支援等を受けることができるようにするために必要な情報の交換を行うとともに、犯罪被害者等支援（第19条第1項に規定する大規模な事案が発生した場合における緊急支援を含む。）の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、犯罪被害者等から府、市町村、警察又は民間支援団体のいずれに支援の求めがあった場合においても、関係機関等が相互に連携を図りながら必要な協議が行われるよう努めるものとする。

（人材の育成及び確保）

第25条 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、市町村、大学、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協働して、犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保を図るための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第26条 府は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第18号議案

京都府旅費条例一部改正の件

京都府旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府旅費条例の一部を改正する条例

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第20号議案

管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「第6条」を「第6条まで並びに職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年京都府条例第27号）附則第4項から第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第24号議案

京都府立桃山学園条例等一部改正の件

京都府立桃山学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月2日提出

京都府知事 西脇 隆俊

京都府立桃山学園条例等の一部を改正する条例

(京都府立桃山学園条例の一部改正)

第1条 京都府立桃山学園条例(昭和39年京都府条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を受ける者の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを業を利用する者の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(京都府立心身障害者福祉センター条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 京都府立心身障害者福祉センター条例(昭和52年京都府条例第19号)別表法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用する者の項
- (2) 京都府立視力障害者福祉センター条例(昭和59年京都府条例第11号)第3条第2項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例

第33号)第2条第3号

(京都府立舞鶴こども療育センター条例の一部改正)

第24号議案 京都府立桃山学園条例等一部改正の件

第3条 京都府立舞鶴こども療育センター条例（昭和54年京都府条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受ける者の項及び児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を受ける者の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を利用する者の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（京都府立こども発達支援センター条例の一部改正）

第4条 京都府立こども発達支援センター条例（平成15年京都府条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受ける者の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正）

第5条 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条第1項」を「第25条第1項」に改める。

（京都府子育て支援条例の一部改正）

第6条 京都府子育て支援条例（平成19年京都府条例第39号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「第77条第4項第1号」を「第72条第4項第1号」に改め、同項第3号中「第77条第4項第2号」を「第72条第4項第2号」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第29条第3項の厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号の主務大臣」に改め、同条第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第57条第2項及び第58条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の一部改正）

第8条 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年 月 京都府議会定例会議案 (その2)

令和5年 2月 京都府議会定例会議案（その2）目次

第40号議案	令和4年度京都府一般会計補正予算（第12号）	1
--------	------------------------	---

第 4 0 号 議 案

令和4年度京都府一般会計補正予算（第12号）

令和4年度京都府一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,543,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,184,884,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

令 和 5 年 2 月 2 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		186,156,758	62,500	186,219,258
	1 地 方 交 付 税	186,156,758	62,500	186,219,258
9 国 庫 支 出 金		246,724,451	2,222,500	248,946,951

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	192,374,350	2,222,500	194,596,850
15 府債		99,101,000	258,000	99,359,000
	1 府債	99,101,000	258,000	99,359,000
歳入	合計	1,182,341,560	2,543,000	1,184,884,560

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		52,395,829	869,000	53,264,829
	2 企画費	10,818,964	178,000	10,996,964
	6 防災費	3,332,341	691,000	4,023,341
3 民生費		186,881,721	526,000	187,407,721
	1 社会福祉費	146,855,190	521,000	147,376,190
	2 児童福祉費	36,483,162	5,000	36,488,162
6 農林水産業費		23,347,884	350,000	23,697,884
	1 農業費	6,099,037	252,000	6,351,037
	2 茶業費	614,031	27,000	641,031
	3 畜産業費	2,211,077	15,000	2,226,077
	5 林業費	6,663,852	56,000	6,719,852
7 商工費		209,868,222	500,000	210,368,222
	1 商工業費	198,154,290	500,000	198,654,290

8 土 木 費		82,819,990	62,000	82,881,990
1 土 木 管 理 費		12,320,141	62,000	12,382,141
10 教 育 費		170,139,837	236,000	170,375,837
1 教 育 総 務 費		12,778,630	27,000	12,805,630
3 中 学 校 費		21,128,741	4,000	21,132,741
4 高 等 学 校 費		37,724,125	121,000	37,845,125
5 特 別 支 援 学 校 費		14,285,412	54,000	14,339,412
10 私 学 振 興 費		33,854,510	30,000	33,884,510
歳 出 合 計		1,182,341,560	2,543,000	1,184,884,560

第2表 府 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正		前		正		後	
	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率 %	償 還 の 方 法	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率 %	償 還 の 方 法
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	198,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)	300,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)
北近畿タンゴ鉄道強靱化対策事業費	—			2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。	9,000			2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。
障害者施設整備助成費	51,000			3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	168,000			3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
高齢者施設整備助成費	—				30,000			
計	99,101,000				99,359,000			

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事	業	名	金	額
2 総務費	2 企画費	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費				102,000
		北近畿タノゴ鉄道強靱化対策事業費				9,000
3 民生費	6 防災費	原子力防災対策事業費				691,000
		生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費				80,000
		障害者施設整備助成費				351,000
		高齢者施設整備助成費				90,000
		ヤングケアラー支援体制強化事業費				5,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興費				252,000
		茶業費				27,000
		畜産振興費				15,000
		林業振興費				46,000
		金融・経営一体型支援体制強化事業費				500,000
7 商工費	1 商工業費	建築指導費				62,000
8 土木費	1 土木管理費	スマースクール推進事業費				27,000
10 教育費	1 教育総務費	学校教育活動継続事業費				4,000
	3 中学校費	学校教育活動継続事業費				121,000
	4 高等学校費	学校教育活動継続事業費				54,000
	5 特別支援学校費	学校教育活動継続事業費				

		10 私学振興費		私立学校省エネ推進緊急対策事業費		30,000
2 変 更						
款		項		事	業	名
6 農林水産業費		5 林業費		治山費		
				金		額
				補正前	補正後	
				284,000	294,000	

令和5年度当初予算案

令和4年度2月補正予算案 (国補正予算分)

教育委員会所管分

- ・新京都府総合計画～あたたかい京都づくり～
- ・第2期京都府教育振興プラン～教育環境日本一を目指して～
を踏まえた施策を展開

予算案の規模(14か月予算)

<教育委員会所管分>

令和4年度2月補正予算案

(国第補正予算に呼応・前倒し) 206百万円

令和5年度当初予算案

122,857百万円

合計(14か月予算)

123,063百万円

対前年度比 ▲982百万円
(99.2%)

(単位:百万円)

		5年度 (4・2補含)	4年度 (3・2補含)	増減	前年比	主な増減要因
予 算 総 額		123,063	124,045	△982	99.2%	
	人 件 費	104,179	107,018	△2,839	97.3%	退職手当の減 教職員給与費の増
	事 業 費	18,884	17,027	1,857	110.9%	普通建設事業費の増 高校生就学支援事業の減
	うち、 普通建設事業費	6,844	4,743	2,101	144.3%	府立学校空調設備更新の増 向日が丘支援学校校舎等整備の増 府立学校トイレ洋式化工事の減

子育て環境日本一・京都の実現

- 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成
- 2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重
- 3 健やかな身体の育成
- 4 学びを支える教育環境の整備

文化の力で世界に貢献する京都の実現

- 5 文化財の保存・継承・活用

1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

教育環境日本一に向けた新たな展開

子どもの教育のための総合交付金
300百万円

地域の実情に応じて活用できる交付金の創設

全国初

- 府と市町村が一体となって「教育環境日本一」に向けた取組を進めるため、地域の実情に応じた特色ある取組を支援する「子どもの教育のための総合交付金」を創設

対象者	市町村、広域連合及び中学校組合
補助率	原則 1 / 2
区分	市町村特色枠、重点支援枠（リーディング事業）
対象事業例	○教育費負担軽減の取組 ○不登校児童生徒の増加への対応 ○インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組



地域協働型教育の推進

- 学校と地域、家庭との協働を進め、地域と共に教育課題を解決するため、地域交響プロジェクト交付金を活用し、地域活動団体の取組を支援

「教育DX」の推進

京都式「教育DX」推進事業費 645百万円(うち2月補正27百万円)(一部再掲)

京都府学力・学習状況調査(学びのパスポート)の実施

全国初

- これまで紙ベースで実施してきた府学力診断テストをCBT化するとともに、学力の伸びが把握可能なIRT等を組み合わせ、児童生徒の学力向上に繋げる教育システムを展開

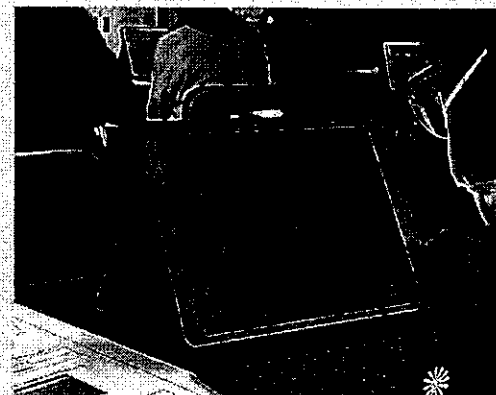
R3・R4:試行実施(30校)



R5:本格実施

※CBT: コンピュータやタブレットを用いて行うテスト方式

※IRT: 問題や受験者が異なる場合であっても、問題の難易度をものさしとして調査結果を比較可能にする理論 (TOEFLや英検等で活用)



府立高校1人1台端末導入支援

- 令和4年度新入生から府立高校全校で導入した、タブレット端末を活用した教育実践に向け、端末購入に対する負担軽減のための支援を実施

概ね年収472万円未満の世帯	端末本体費用の2/3を支援(上限:20,000円)
上記以外の世帯	// 1/3を支援(上限:10,000円)

※住民税非課税世帯は、端末購入又は学校配備の端末貸与の選択が可能

- 端末管理ソフトの廃止に向けた試行など、家庭の更なる負担軽減に向けたICT環境を整備

R5から試行実施

「京都府デジタル学習支援センター」の活用

一部、補正予算

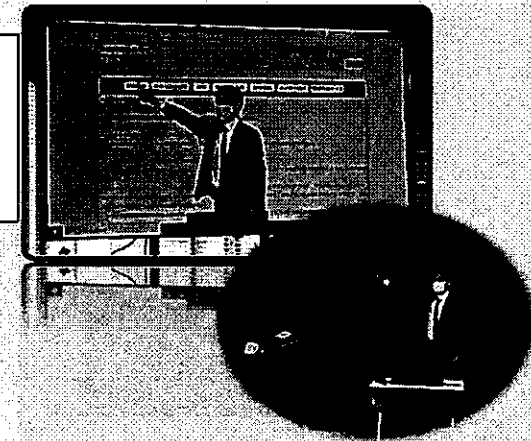
- ICTを活用した学習支援や人材育成を行う拠点として令和4年度に設置したセンターを活用し、ICT教育の充実に向けた取組を実施

R5のポイント

- コロナ禍を契機に急速に進展したデジタル化にも対応できる教育活動の充実に向け、全府立学校教員を対象としたICT研修を実施

【センターの主な機能】

- ・ コンテンツの配信など、デジタルを活用した学習支援
- ・ ICTを活用した新しい授業を実践できる人材の育成
- ・ デジタル学習に係る学校への技術的なサポート



情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置

全校配置

- タブレット端末等を活用した授業が本格的に開始されたことを踏まえ、学校のICT機器の活用全般を支援する「情報通信技術支援員（ICT支援員）」を全ての府立学校（府立高校・特別支援学校 60校）に配置

【情報通信技術支援員（ICT支援員）】

- ・ 学校でのICT活用をサポートすることで、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う外部人材

令和の教育指導体制の推進

令和の京都式教育指導体制推進費

4,177百万円

小学校教科担任制の推進

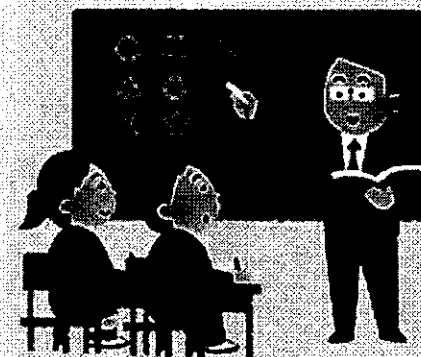
- 予測困難な社会を生き抜く力として重要な外国語や理系教育の指導体制を強化するため、理科及び英語を中心とした専科教員を配置

【R4：50人程度→R5：60人程度】



京都式少人数教育の推進

- 児童生徒や学校の実態に即して、児童生徒の確かな学力を定着させる「京都式少人数教育」を引き続き実施



□京都式少人数教育

(小学校) 1・2年生 2人の教員による指導が実施可能な教員を配置

3～6年生 30人程度の学級編制が可能な教員を配置

※市町村や学校が少人数授業、ティームティーチング又は少人数学級を選択

(中学校) 35人を超える学級規模の解消又は習熟度別授業が充実できる教員を配置

2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

特別支援教育の推進

医療的ケア児支援強化事業費(教育分) 38百万円
特別支援学校校舎等整備費 620百万円

医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援

- 医療的ケアが必要な児童生徒の安心安全な通学環境を確保するため、通学時の福祉タクシーの利用助成や看護師配置等に対する支援を実施

令和4年度

利用上限:年間160回
(週2日程度)

拡充

令和5年度

利用上限:上限なし

特別支援学校の児童生徒増対応

- 児童生徒が急増している特別支援学校において、教室を増設

※実施校:宇治支援学校・丹波支援学校・中丹支援学校

向日が丘支援学校の再整備

	支援学校	仮校舎
令和5年度	解体工事、埋文調査	仮校舎移転
6年度	解体工事、埋文調査、建設工事	
7年度～	建設工事	



【現在の向日が丘支援学校】

いじめ防止・不登校支援等

いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費 444百万円
京都式「学力向上教育サポーター」事業費 180百万円

スクールカウンセラー等の配置・派遣

全校配置

- 不登校児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（スクール・ソーシャル・ワーカー）等の学校への配置・派遣を拡充

拡充のポイント

■ 小学校のスクールカウンセラー派遣回数を拡充

令和4年度

拠点校：週1回

その他：月1回

拡充

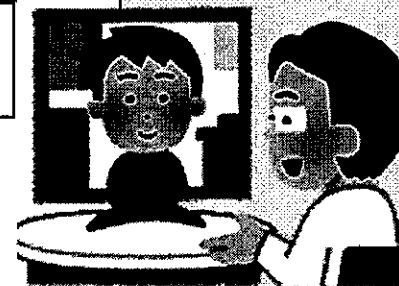
令和5年度

拠点校：週1回

その他：月2回

■ オンラインによるカウンセリングを新たに導入（R5～）

■ 校内に教室とは別の居場所を設け、一人一人に応じた支援を実施



3 健やかな身体の育成

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備

京のジュニアスポーツアカデミー
構想推進事業費 69百万円

● スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり

背景：少子化による部員数の減少、特に団体での活動は持続が困難
未経験種目の指導、勤務時間の増大による教員の負担感の増加

京のジュニアスポーツアカデミー構想

～将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けて～

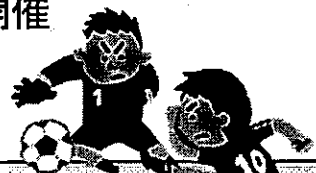
R5の取組

【教育委員会】

- 地域移行に向けた実証事業の実施(6団体)
- 府立高校を核とした、開放型スポーツクラブの創設

【文化スポーツ部】

- 児童生徒のニーズ・意向調査、検討会議の開催



部活動指導員の配置

- 高校部活動と地域等との連携を強化するため、府立学校における部活動指導員の配置を拡充（府立高校：30人→50人程度に拡充）

4 学びを支える教育環境の整備

学びのセーフティネット

高校生等修学支援事業費(一部)

634百万円

- 公立高校生等の教育費負担軽減のために住民税非課税世帯に対して支給している「奨学のための給付金」について、給付額を増額

対 象		給付額 (年額)
全日制 定時制	第1子	R3:110,100円 → R4:114,100円 → 117,100円 (+3,000円)
	第2子以降	R3:141,700円 → R4:143,700円 → 同 左
通信制		R3: 48,500円 → R4: 50,500円 → 同 左

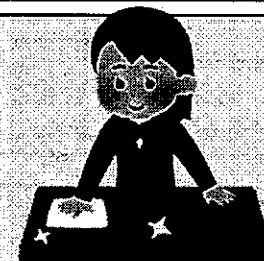
学校衛生環境の対策

一部、補正予算

新型コロナウイルス感染症対策費

496百万円

- 特別支援学校スクールバスの過密化を避けるため運行を増便
- 学校の実情に応じた迅速かつ柔軟な感染症対策等を実施



府立学校の施設整備

府立学校教育環境整備事業費	2,203百万円
特別支援学校校舎等整備費(一部)	72百万円(再掲)
学校施設長寿命化推進費	1,568百万円
向日が丘支援学校校舎等整備費	548百万円(再掲)
老朽校舎等改修費等	533百万円

府立学校の空調設備更新を加速

3ヶ年で更新完了予定

- 感染症や猛暑にも対応できる教育環境を整備するため、普通教室等の空調設備更新ペースを大幅に加速

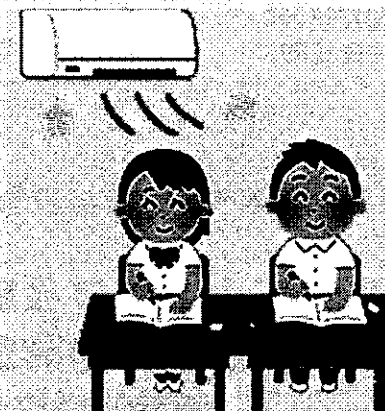
現在の更新ペース

年間3校程度

加速化

R5予定

21校の更新予定



学校施設長寿命化対策

- 施設をより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するための予防保全型改修の実施

※実施予定

(大規模改修) 工事3校 設計1校 (外壁・屋上防水) 工事4校

向日が丘支援学校の整備、特別支援学校の生徒増対応【再掲】

教職員の人材確保

● 教職志願者向け奨学金支援制度の創設

令和6年度採用から適用

- 北部地域における教員不足を解消するため、日本学生支援機構の奨学金の返還金を一部補助する制度を創設

対象者	・ 年収590万円未満の世帯 ・ 北部地域勤務を希望する大学(院)生
対象校種	小学校及び特別支援学校
支援内容	卒業前2年間の第一種奨学金相当を 10年間に分けて補助

事業の狙い

- 北部地域の教員確保
○ 教職を目指す学生の後押し

※債務負担行為(R5～R15):31百万円

※北部地域:中丹以北の地域

働き方改革の推進

令和の京都式教育指導体制推進費(一部)	358百万円(再掲)
教員業務支援員配置事業費	344百万円
いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費(一部)	387百万円(再掲)
京都式「学力向上教育サポーター」事業費	180百万円(再掲)
京都式「教育DX」推進事業費(一部)	33百万円(再掲)
京のジュニアスポーツアカデミー構想推進事業費	69百万円(再掲)

- 教員が授業や授業準備等に集中できる環境を構築するため、教員の事務作業等を補助する教員業務支援員をはじめとする外部人材を配置
- 休日の部活動の地域移行に向けた取組を推進し、教員の業務負担を軽減

働き方改革に向けた外部人材の配置

外部・専門人材	内 容	配置・拡充内容
小学校専科教員【再掲】	教科専門の教員	英語・理科：50人→60人程度
教員業務支援員【再掲】	教員の事務補助	全ての小・中・高・特支に配置
スクールカウンセラー 【再掲】	児童生徒等の心のケア	＜小学校配置・派遣数＞ 拠点校：週1回 その他：月1回→2回
まなび・生活アドバイザー 【再掲】	福祉の専門家	全ての小・中・高に配置
心の居場所サポーター 【再掲】	不登校傾向にある児童 生徒への学習支援	希望する全ての小・中に配置
情報通信技術支援員 【再掲】	学校のICT活用の サポート	全ての府立高校・特別支援学校に配置
スクールロイヤー	学校諸課題解決のための法務専門家（教育委員会事務局内に配置）	
部活動指導員【再掲】	部活動顧問業務	中学校配置数：70人程度 府立学校配置数：30人→50人程度に拡充

5 文化財の保存・継承・活用

文化財を核とした地域づくり

丹後郷土資料館整備推進費 47百万円
京の史跡・歴史遺産活用整備事業費 18百万円

丹後郷土資料館のリニューアル整備

令和8年度 リニューアルオープン予定

- 丹後地域の歴史文化の探訪・観光の拠点施設となる博物館を目指し、リニューアルを実施

【スケジュール(予定)】

令和4年度～ 基本・実施設計

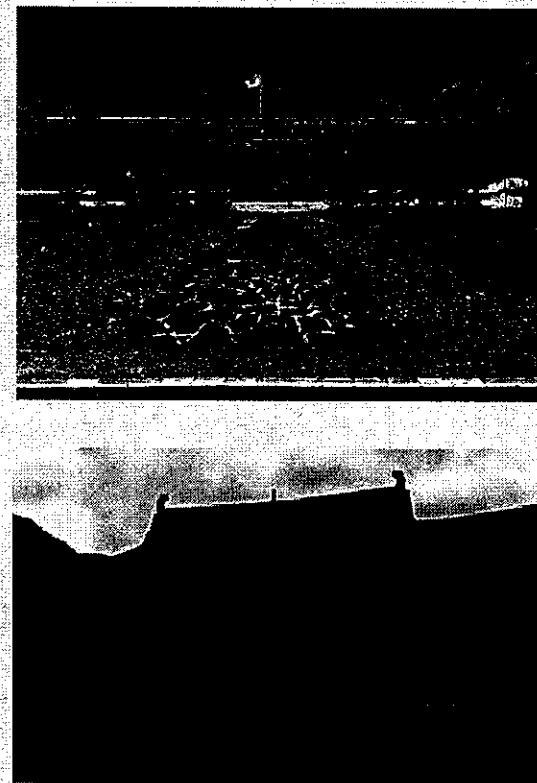
令和6年度～ 本館・別館新設工事

「恭仁宮」跡の価値付け、活用整備の検討

- 特別史跡昇格に向けた価値付け作業の実施
- 府南部地域振興の拠点となるための整備内容の検討

※参考:恭仁京の概要

奈良時代の3年間余り、日本の首都として平城京から遷都
聖武天皇が墾田永年私財法や国分寺建立の詔を發布された地



【当時の大極殿の再現CG】

文化財の保存継承

歴史的建造物等保存伝承事業費 1,286百万円
文化財保護強化事業費 145百万円

国宝・重要文化財建造物等の保存修理

- 社寺等所有者からの委託により、府教育委員会が
国宝・重文建造物の保存修理工事等を実施

※本隆寺、妙法院 他15箇所

- 安定した保存修理の実施に向け、令和5年度から
長期の債務負担行為を設定



府指定等文化財の保存修理助成

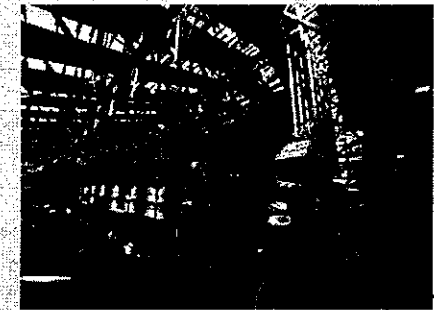
- 所有者が実施する府指定等文化財の修理や維持管理経費に対して助成

文化財の活用

文化財活用支援事業費 11百万円

文化財建造物の修理現場公開

- 国宝・重文建造物の修理現場を対象とした見学会や
修理現場体験を実施



新型コロナウイルス感染症対策関係

学校衛生環境の対策(再掲)

一部、補正予算

新型コロナウイルス感染症対策費 496百万円

- 特別支援学校スクールバスの過密化を避けるため運行を増便
- 学校の実情に応じた迅速かつ柔軟な感染症対策等を実施

コロナ対策関連事業(教員体制の強化)【再掲】

- 教員業務支援員の配置
 - ・ 教員の事務補助を行う教員業務支援員を全ての学校に配置
- スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの配置・派遣
 - ・ 小学校のスクールカウンセラーの派遣回数を拡充
- 心の居場所サポーターの配置
 - ・ 子ども達の身近な相談を受け持つ心の居場所サポーターを全ての小・中学校に配置